

## エンドユーザー使用許諾

このソフトウェア使用許諾契約書は、本ソフトウェアに関してお客様と株式会社インターネット（以下、インターネット）の間で締結される契約内容を定めるものです。

お客様は、本契約の定めを遵守して、本ソフトウェアを使用するものとします。

お客様は、本ソフトウェアを使用した時点で、本契約のすべての条項に同意したとみなされます。

ただし、本ソフトウェアに関連するアップグレード版や修正版に対して、本契約書ではなく別の契約書が添付されている場合には、当該契約書に本契約を優先させる旨の記載の無い限り、当該契約書が本契約に優先します。

なお、本契約は、本ソフトウェアについて定めるものであり、本ソフトウェアを使用することによって生成される合成音声や本ソフトウェアに付されるキャラクター（以下、キャラクター）の使用について定めるものではありません。

合成音声やキャラクターの使用については、本契約とは別に定められている、合成音声使用のガイドラインやキャラクター使用のガイドライン等に従ってください。

### 第1条（定義）

本契約において使用する用語の意味は、以下の各号で定義されるものとします。

- （1）「お客様」とは、本契約において、個人または法人のいずれかであるかを問わず、本ソフトウェアを、正規に購入した方をいいます。
- （2）本ソフトウェアには、関連するあらゆるアップグレード版や修正版等を含みます。
- （3）「合成音声」とは、本ソフトウェアを使用することによって生成される、あらゆるオーディオ出力をいいます。
- （4）本ソフトウェアの使用とは、本ソフトウェアの全部または一部がコンピューターまたはデバイスの一時的なメモリに読み込まれていること、または永続的なメモリにインストールされていることをいいます。
- （5）「キャラクター」とは、本ソフトウェア、あるいはパッケージに描かれた絵画の著作物等によって、その外観等の特徴を表現されている抽象的概念をいいます。

### 第2条（使用許諾）

1. インターネットは、お客様に対し、本契約を遵守することを条件として、本ソフトウェアの使用について非独占的、譲渡不能、且つサブライセンス権の無い権利を、日本国内において許諾します。

2. お客様は、本ソフトウェアを一台のコンピューターに限り、インストールすることができます。

### 第3条（禁止事項）

本ソフトウェアの使用にあたり、以下の各号の行為は禁止されています。

- (1) 本ソフトウェアの全部または一部を、お客様または第三者のソフトウェアのコンポーネントとして使用し配布すること。
- (2) 本ソフトウェアを、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、その他読解可能な形式に変換する手段を用いて解析すること。
- (3) 本ソフトウェアの全部または一部を、複製（ディスクに収録されている形式、他製品用・再販売用にフォーマットを変換した形式、ミキシング、フィルタリング、リシンセサイズした形式、第三者が入手可能な形式その他形式の如何を問わない）、公衆送信（公開掲示板や FTP サイト、WEB サイト、ストレージサイト、P2P ネットワーク上で送信可能な状態にすること、インターネット上で第三者へ電子的に転送や配信すること、不特定多数のお客様がアクセス可能なネットワーク・コンピューター／サーバー上に格納すること、その他公衆送信すること）、譲渡、貸与、頒布、改変、または翻案等の行為をすること。
- (4) 本ソフトウェアを、中古品として第三者に再販売すること。  
警告:本ソフトウェアの使用許諾は、本ソフトウェアを購入したお客様に対して与えられており、お客様は本契約によって得た使用許諾の全部または一部を第三者に再許諾し、貸与し、もしくは担保に供することはできません。
- (5) 本ソフトウェアを操作可能な状態で放置すること。
- (6) 本ソフトウェアに記載されているコピーライト表記を、削除、変更、または不明確にすること。
- (7) レコーディング・スタジオやレンタル会社等のサービスの一環として、クライアントのために本ソフトウェアを使用し、またはクライアントに本ソフトウェアを提供し、もしくは使用させること。
- (8) 本契約に違反すること。

### 第4条（本ソフトウェアの権利および譲渡禁止）

1. 本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権は、全てインターネットに帰属し、著作権法その他の知的財産権法によって保護されています。
2. 本契約により、インターネットに帰属している権利の全部または一部が、お客様に移転するものではありません。また、本契約による使用許諾は、お客様本人に与えられるものであり、お客様は、本契約上の地位または本契約に基づく許諾もしくは義務を第三者に譲渡することはできません。

## 第5条（限定保証）

1. インターネットは、本ソフトウェア、合成音声、およびその他インターネットが提供するあらゆるコンテンツや情報について、如何なる目的に対しても、その適合性を保証するものではありません。本ソフトウェアは、現状有姿のまま提供されるものであり、インターネットは、第三者の権利の非侵害性、品質、性能、商品性、特定の目的に対する適合性について、明示的にも黙示的にも一切保証いたしません。
2. 本ソフトウェアの、使用または動作に起因する損害の責任は、全てお客様自身が負うものとしします。インターネットは、本ソフトウェア、またはその付属文書の使用によってお客様が被る可能性のある動作や結果について、一切保証いたしません。
3. 本条項の規定は、制定法、慣習法、慣習、取引の慣習、取引の過程、およびその他によって黙示的に定義されている全ての保証、条件、条項、約束、責任に代わるものであり、法が許す最大限の範囲内において、それら全ては本契約上において除外されるものとしします。
4. 台風、地震などの自然災害、および火災、第三者による行為やその他の事故、またはお客様の故意、過失、誤用、その他の異常な条件下での使用によって、本ソフトウェアやハードウェアに不具合が生じた場合、インターネットは保証の責任を負わないものとしします。

## 第6条（責任の制限）

1. インターネット（本条では、インターネットのサプライヤー、ディーラー、販売店、および代理店を含みます）、およびインターネットの従業員は、以下の各号に関する責任を一切負いません。
  - （1） お客様による本ソフトウェアの利用に起因して生じた如何なるクレーム、訴訟および損害（通常損害、特別損害、直接的損害、派生的・間接的・付随的・偶発的損害、逸失利益、その他あらゆる種類の損害を含みます。インターネットがこのような損害が起こる可能性を知り得たかどうかに関わりません）を賠償する責任
  - （2） 第三者からの権利侵害、損害賠償その他の請求または申立てに関する責任
2. 万一、インターネット、またはインターネットの従業員が、お客様に対して何らかの損害賠償責任を負う場合であっても、当該損害賠償責任の範囲は、原因の如何を問わず、本ソフトウェアの購入代金相当額を上限としします。

## 第7条（契約終了）

1. 本契約は、以下の各号の一に該当した場合、自動的に終了します。
  - （1） お客様が、本契約の条項に違反した場合  
この場合、インターネットは、当該お客様に対し損害賠償請求その他の法的措置を講じることを、妨げられません。
  - （2） インターネットが、いかなる時点でも、お客様へ本契約を終了する旨の告知をした場合

(3) お客様が、いかなる時点でも、自らが所持する本ソフトウェア、およびその複製物の全てを破棄、抹消およびアンインストールした場合

2. 本契約が終了した場合、お客様は、自己の保有する本ソフトウェアおよびその複製物の全てを破棄しなければなりません。

3. 本契約が終了した場合でも、本契約中の第3条から第8条の効力は有効に存続するものとします。

#### **第8条（準拠法）**

本契約書は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。本契約書に強行法規と抵触する規定がある場合には、当該規定は当該部分に限って無効となり、当該規定は強行法規に合致する範囲内で当該規定に最も近い内容に修正されるものとします。

#### **第9条（契約の変更）**

インターネットは、本契約の内容を変更できるものとします。変更後の契約の効力は、インターネットがお客様に変更の事実と変更箇所を通知しまたはウェブサイト上で変更の事実と変更箇所を告知し、それに対してお客様が同意、または本ソフトウェアを使用したときから、発生するものとします。

本契約及び限定保証に関してご質問がございましたら、株式会社インターネットまで書面にてご連絡ください。

〒532-0011

大阪市淀川区西中島 7-1-5

株式会社インターネット